

「中間まとめ」についての意見募集結果について

(仮称)明石市住民投票条例の論点について「中間まとめ」についての意見募集(平成26年2月1日～平成26年3月2日)を行ったところ55件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する検討委員会の最終的な考え方は次のとおりです。

【提出内訳】ホームページ:8件、ファックス:13件、郵送:33件、持参:1件

【年代内訳】30代:2件、40代:4件、50代:6件、60代:18件、70代:19件、80代:6件

※ 主旨が同じものと考えられる意見については、集約しています。

1 住民投票の対象事項(何を住民投票の対象にするのか)

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	明石市自治基本条例第14条で「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」を住民投票の対象とする。それ以上具体的に考えなくてもいい。	①「投票の対象となる事項を決めるか」については、社会状況が変化することから、あらかじめ投票の対象となる事項を列挙することは難しく、細かいところまで決める必要はない。明石市自治基本条例第14条に定める「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」を定めることで十分で、それ以上は定めないという考え方です。 ②「投票の対象とならない事項を決めるか」については、上記の投票の対象となる事項は定めないとする考えとの整合性からも、できる限り要件を限定せず、一定の署名数をもって請求される事案は、「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」として対象事項とする考え方です。しかし、法定の署名要件より低い署名割合で住民投票が実施されるといった脱法行為も考えられないことはないことから「法令で住民投票できる事項」を、また、「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」を除外事項として確認的に定める考え方です。なお、上記の除外事項の判断は市長が行うこととなり、また、5の(6)のとおり、市全体を実施区域としない案件は、住民投票になじまないとの考え方です。
2	「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」とし、できるだけ間口を広げておく必要がある。当然、悪意のもの等は審査うへのぞくことができるようにしておく。	
3	「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」だけで、これ以上は定めない。(9件)	
4	投票の対象事項は、明石市政及び市民に重大な影響を与えると考えられる事項。	
5	将来にわたって市及び住民に大きく関わる要件を対象とする。	
6	対象を決定しない。市長・議長等で対象となる事項を決めない。	
7	投票の対象となる事項を決めるべきでない。	
8	現実に何が対象となるか予測しがたいこともあり、対象外事項を決めないことに賛成。特に対象事項を決めてしまうと役所仕事になってしまうおそれがある。	
9	世の中の変化が早くそれに対応することからも変わってくるので投票の対象は決めるべきではない。市民生活に影響するものは全て対象とすべき。	
10	市で決定する市全体または市の一部地区の現在、未来に亘って影響があると思われる諸件を対象とし、対象を限定すべきではない。 市全体の課題であるものと、市全体ではそれ程ではなく一地区に特に関係するものを区分し、対象をそれぞれに市民全体で行う、または関係の地区住民だけで行うものの2通りにする。関心度の相違が投票率の向上にも繋がる。	

11	不必要。決定するとそれに縛られ後で自ら墓穴を掘る。将来にわたって完全予測は不可能のため。
12	投票の対象となる事項を決める。 (3件)
13	住民投票には投票対象も決めるべきである。住民投票が簡単に出来てしまっは市の財政を圧迫しかねない。
14	対象事項とならない事項を決める必要はない。
15	対象外事項を決めない。 (理由)すでに自治基本条例第14条で「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」と規定されており、ネガティブ、ポジティブ、どちらも決める必要はなく、あらかじめ枠を作ることにより、自由な発想や問題提起に箍をはめる結果となるから。
16	投票の対象となる事項、投票の対象とならない事項を決める。両方必要。
17	予め決めておかないと乱用される恐れがある。
18	重大な影響を及ぼすと考えられる事項とは？ 具体的な項目を明記する必要がある。(個人によって考え方も様々なのが現実)
19	ポジティブリストをより単純明快な成文化で行う。市政にもますますグローバル化・スピードアップが要求されて行く。失敗と停滞はどしどし訂正して行くべき。
20	議会との関係もあり何でも対象となるのは良くないので、対象とならない事項を決めておくべき。

2の1 住民投票の投票資格(年齢要件)(誰が投票できるのか)

(集計)20歳以上:7件、18歳以上:28件、18歳又は16歳以上:1件

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	20歳以上。 (3件)	若者や定住外国人も明石市の住民であり、それらの人々の意見は尊重すべきです。若者や外国人が十分な意識や自覚を持っているのかという声がありますが、若者や外国人に対して、明石市政に対する関心や自覚を高めていただくことを期待し、また、関心や自覚を高めるための努力を住民投票制度の実施に当たって行っていくことを大前提として、18歳以上の若者や定住外国人について、住民投票の請求資格・投票資格を認めるとの考え方です。また、明石市の将来に重大な影響を及ぼす事項となると、若い人がも
2	20歳以上、参政権に準じるのが良い。 (2件)	
3	20歳以上とする。16、18歳ではまだ社会の状況を把握しきれていない。ましてや社会科の教育、道徳教育が不足している状況では無理である。	
4	投票できるのは、20才以上とすべき。理由:成人式をもって大人の仲間入りと意識が変化するから。	
5	18歳以上とする。 (14件)	

6	投票や発議のできる人の年齢は18才以上とすべき。日本国憲法による「国民投票法」でも18才と定義しており、国際的にも18才以上を成人とみなす流れがかなり普及している。	<p>のすごく影響を受ける。それだけにできるだけ若い人を取り入れて、若い人の意見を大事にする必要があるとの考え方です。</p> <p>国民投票法でも経過規定はあるが、本文では18歳以上とされており、身近な住民投票では広く意見を聞く方がよいとの考え方です。</p>
7	将来を考え若い人の考えは大切であり、18才以上にしては。	
8	若年層に政治に関心を持たすために18才以上が良い。	
9	18歳以上に賛成。理由は、まだ家族と一緒に18歳で投票(参加)させることは、一票の重要性、国をも動かすことを教えて欲しい。	
10	18歳になれば、一人前。諸外国の例にあり、認めて少しでも責任のある若者を明石から誕生させたい。	
11	18歳以上がいい。18歳の方全てが学生になるわけではなく、社会人として、責任ある立場としての考え方、物の見方をし始める良いキッカケにもなるし、学生の方も将来の予行練習(明石市民の一員)にもなって、自分のまわりにもっと目を向けてくれるようになるのでは。	
12	18才以上が妥当。若い人にこれからも明石に住んでもらい、明石の市政を考えてもらいたい。	
13	年齢18歳以上とする。自覚促すために。最近得た情報では、先進国はこの傾向が多数の由だ。世界に後れをとるなかれ。	
14	年齢は18歳以上。意外としっかりした考えを持っているので。	
15	18歳以上。世界の多くの国は18歳以上に投票権を与えている。具体的な問題かつ市民として直接関係する問題になるから。	
16	年齢18歳以上。 (理由)明石市の将来につながる事案が多いと考えられ、将来を担う若者自身の判断と責任にゆだねるべき。資格は十分ある。国民投票でも18歳以上を目指しており、諸外国の選挙権は、18歳以上が主流であり、より広い民意を反映させるべき。	
17	年齢は18歳以上 (意見)「将来にわたって・・・」(対象)であれば、18歳未満の人の意見(投票権)を考える必要があるのでは。	
18	18才以上に認めてよい。これからのまちづくりを担うのは若者。	
19	18歳で責任を問われるようになってきているので、18歳以上。	
20	年齢は18才以上、又は16才以上で良い。大人の意見も大切だが、将来のある人たちの意見も必要。	

2の2 住民投票の投票資格(国籍要件)(誰が投票できるのか)

(集計)日本国籍のみ:11件、定住外国人を含める:21件

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
----	-------	-----------------

1	日本国籍を必要とする。 (2件)	若者や定住外国人も明石市の住民であり、それらの人々の意見は尊重すべきです。若者や外国人が十分な意識や自覚を持っているのかという懸念の声がありますが、若者や外国人に対して、明石市政に対する関心や自覚を高めていただくことを期待し、また、関心や自覚を高めるための努力を住民投票制度の実施に当たって行っていくことを大前提として、18歳以上の若者や定住外国人について、住民投票の請求資格・投票資格を認めるとの考えです。定住外国人も同じ地域で生活する住民として、日常生活に密接な関連を有する事案に関しその意思を示すことができるようにすべきであること、また、住民投票の結果に拘束されることはなく、投票結果を尊重するものであることから、選挙権を有する者以外に請求資格・投票資格を広げても、法的に問題はないと考えられるため、定住外国人に投票資格を認める考えです。定住外国人は、日本社会のことを理解している必要があることから、一定期間(3年間超)継続して日本に住み、本市の住民基本台帳に記録されている「中長期在留者」及び「特別永住者」とする考えです。なお、当検討委員会で把握している全国の常設型住民投票条例の制定状況は、52の自治体で制定され、うち28の自治体が定住外国人に投票資格を認めています。また、検討委員会で国籍要件について、議論を深めていく中で、定住外国人の投票資格を認めることで委員全員の意見が一致しました。
2	日本国籍を有する者のみで、参政権に準じるのが良い。	
3	日本国籍を持つ人のみに限定。 地域に生活している定住外国人にも投票権を与えるべきという人もいますが、投票内容によっては地域から国への影響もあり、特定住民の移動によって内容が変更される危険性がある。地方といえども日本国籍のない人は投票権はない。	
4	意図的に外国人を定住させて混乱される恐れがあるから日本人のみとすべき。	
5	日本国籍を持つ人のみに賛成。やはり日本国を地域等を真剣に考えられるのは、文化の違う外国人ではダメだ。特に、日本人に対する偏見を持つ国の人は持たせないようにして欲しい。	
6	①日本国籍所有者を原則とする。 ②定住外国人は別途集計し、参考に資する。国防等重大関連案件等に振り回されないために本市に居住ないし住民票を持つ者全てを平等とする。	
7	日本国籍を有する人に限定すべき。 外国人と日本人では文化や風習によってももの考え方や概念が異なっている。 民間会社等の閉鎖的な場ならいざ知らず、明石市全体に関わる公共性の高い案件だと更に厳密に行わなければならない。 日本国籍を有していない以上は外国人はどこまでいっても外国人。どれだけ長く日本にいても外国人。 いわば日本国内にいる外国人は「お客様」であり権利は限定されて当然。 「税金を納めているから」との理由で参政権を欲しがる外国人もいるが、税金はそこで暮らすために必要なインフラ(消防・警察・ごみ回収等多数の住民サービス)の対価として徴収するものであり、参政権とはなんの関係もない。 明石市の利益は最終的には日本国全体の利益に繋がるものと考えているので矛盾があってはいけない。 外国人を投票の対象にすることは獅子身中の虫を招き入れるようなもので、明石市の利益を害するものと言える。 確かに物事を多角的な視点で見るとは重要で、外国人の意見は必ずしも無視出来るものではない。 そこは意見を述べる場を提供して耳を傾けることで対応出来る。 請願権なら外国人にも認められている権利なので、それを活用すれば良い。 「共生社会」だとか「多文化共有」だとかの耳障りの良い言葉に惑わされず理性的に検討を。	

8	<p>日本国籍を有する者に限るべきである。住民投票制度が間接民主主義を補完する制度であり、自治基本条例に市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならないことから、議会や市長の選挙権を持つ者と同一にすることが合理的である。</p> <p>1) 住民としての外国人にも陳情・請願の道は開かれており、投票資格を与えるべきでない。 住民投票に外国人を参加させることは明石、日本の将来を外国人に口出しさせることであり、相対的に日本人の権利を奪うものである。そして定住外国人の国籍の大多数を占める非友好的な外国政府の政策により市政が左右されることになりかねない。</p> <p>2) 委員会の議論で定住外国人に投票資格を認めることは時代の流れとあるがけっしてそうではない。多くの自治体はそもそも住民投票を条例化していないし、定住外国人に投票資格を認める条例を制定しているのはまだまだ特殊な少数の自治体である。兵庫県下唯一の篠山市住民投票条例(平成26年4月1日施行)でも外国人に投票資格を認めていない。</p> <p>3) 昨年行なった意見募集では国籍要件については「日本国籍を有する人に限定すべき」との意見が57%と、多数であった。しかし住民投票検討委員会では定住外国人にも投票権を与えるべきとする委員が委員長を除く9名のうち8名を占め、与えるべきでないとする委員はわずか1名のみであり、全く逆転している。この重要な論点について、特定の意見を持つ委員が絶対多数となっており、議論を誘導するための人選ではなかったかと疑わせるものである。</p>
9	<p>日本国籍を持つ者のみ。 仮に定住外国人を含めてしまうと日本人以外が集まってしまい、日本人の習慣や考え方が少数派になることも考えられる。</p> <p>日本国の明石に住む日本人よりも定住外国人の意見が通るようなことがあってはならない。 もしそうすると、日本の市というよりは日本の中の外国になる。極論だが、将来的にウクライナのクリミアのようにどこかの国に帰属したいと言い出すかもしれない。</p>
10	<p>国籍問題を扱うことが周知されておらず、ほとんどの人は知らない。外国人にも権利を与えるのは憲法違反ではないか。他市では後に撤回されていたりしている。国民の大半は外国人参政権に反対している。</p>
11	<p>定住外国人にも投票権を与えるべき。 (14件)</p>
12	<p>投票や発議のできる人の国籍は定住外国人まで含む。 明石市自治基本条例では市内に居住するもの(以下「住民」という。)と定義している。この定義に従って「住民」は地方税の納税義務を負っており、当然国籍の如何を問わず定住外国人にも、その投票権利を保障すべき。</p>
13	<p>定住外国人にも投票権を与えるべき。理由:明石に住む人みんなの暮らしを考えることが重要だから。</p>
14	<p>国籍は定住外国人を含めることが必要。もちろん住民としての意見も大事なので。</p>
15	<p>国籍については定住外国人を含める。市内で生活している限り無関係でない。</p>

16	「国籍」に関しては、同じ地域で生活され、税金も負担されており、地域住民の一人として、定住外国人には、発議権、投票権は認めるべき。
17	定住外国人を含める。定住外国人も地域で共に生活をする仲間。
18	地域で生活している人の意見を聞くべきなので、定住外国人を含めるが良い。

3 住民請求に要する署名数の要件(何人の署名が集まったら住民投票ができるのか)

(集計)1/3又は1/4以上:1件、1/4以上:1件、1/5以上:2件、1/6以上:3件、1/10以上:28件

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票資格者の3分の1又は4分の1以上が良い。自治体の政策の是非は正当に選挙された議会における代表者による理性的な議論の積み上げを経て決定すべきものである。投票結果は尊重義務が規定されており、諮問型で法的に問題なく、市長や議会の意思決定の権限を制限するわけでは無いと言っても、実際には投票結果に反する決定を行うことは容易ではない。従って住民投票は濫用されるべきではなく、多くの市民が住民投票をするべきと考える署名数が必要である。	「1/6は、有権者なら約4万人になるが、頻繁に実施するものでもなく、市民にとっては伝家の宝刀である。それぐらいの人たちが立ち上がって決めるべきもの。法定の住民投票の請求要件の最低限度が合併協議会設置の是非を問う住民投票の1/6であり、それにならうべきではないか。」、また、「①重大な影響を及ぼすということが住民投票の要件なのではないか。1/6に至らないものであれば、他の適切な市民参画の手法があるのではないか。②住民投票が成立するための要件(投票率、得票率)を設けない以上、相応の署名数は必要である。③1/6というのは多少ハードルが高い数字ではあるかもしれないが、若者や外国人の方にも積極的に参加してほしいという希望を込めて、高い要件に設定することにも意味があるのではないか。④インターネットやSNS等で情報がすぐに入ることになっていることを考えれば、クリアできないことではないのではないか。」との考え方を基に「1/6以上」を支持する意見。
2	投票資格者の1/4以上。	「①市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併協議会設置の是非を問う住民投票の要件である1/6が参考になるが、これは投票結果に拘束力を有するものであり、拘束力ではなく尊重義務を持つ住民投票条例では1/6より要件を緩和することが考えられる。②他方で、一定の署名数をもって請求されたことで、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項であり住民投票の対象となるとみなすこと。また、署名収集において、押印を不要とし、署名収集期間を2か月間にするなど、地方自治法による直接請求制度の要件より緩和することで、署名が集めやすくなると考えられることから、1/10以上では要件が低いと考えられる。」という「1/8以上」の意見。
3	5分の1以上。	「せっかく住民投票の制度を作ったのに、ハードルが高いと関心が遠のく。法的拘束力を持たない尊重義務を課すだけのものであり、できるだけ関心を集められるものに。1/10という数字は決して濫用を招くような数字ではない。住民投
4	人口の20%で住民投票を行う。1/5の署名が集まるということは、多くの市民が賛同していると考えべき。(選挙なら公の組織でやり、行き届くので、25%は必要)	
5	投票資格者の6分の1以上。(3件)	
6	有権者数に対する署名数の割合は10分の1以上(24,000人)が適当。あまり要件を下げるのは些細な事項まで対象となり得るし、これ以上あげると請求者要件が高すぎ請求を排除することにつながる。この程度が妥当。	
7	10分の1。ハードルを低くすること。	
8	使える道具とするなら資格者の1/10以上(せいぜい1/8まで)の署名数とする必要がある。「乱用」を心配する委員がいるが、署名活動の大変さを知らないと思われる。	
9	投票資格者の1/10以上。(12件)	
10	直接影響を受ける人と関係のない人との温度差があるので投票資格者の10分の1が良い。	
11	10分の1以上。実際の投票率よりも署名者を集める作業の方が手間も時間もかかるので、10人に1人以上であれば十分。	
12	住民の1/4ではなかなか署名があつまりにくいので、せめて1/10以上としたい。無関心な者が多いので1/4や1/5ではなかなかできない。	

13	投票資格者の10分の1以上。 (理由)現実的に使える要件、条例にしないと意味がない。	票をして、市民の意見を聞くプロセスをやってほしいという本来の趣旨を考えると、市長選挙の得票率を上回るような署名数はハードルが高すぎる。」という「1/10以上」の意見一に分かれました。 これらを慎重に審議した結果、「委員会としての結論を出す以上、全員一致が望ましい」「委員個人としては6分の1以上、8分の1以上、10分の1以上と、それぞれ考えはあるが、一致点を見出すために、双方の考えを取り入れて歩み寄る8分の1が適当である」との意見があらためて出され、委員会の結論としては、「1/8以上」とすることに委員全員が合意し、それを結論とすることになりました。
14	投票資格者の10分の1(2万4,000人以上)。あまりハードルが高いと実施がむづかしい。 (2件)	
15	投票資格者の1/10以上が適当。1/6以上～1/4以上で決められるとハードルが高くなり、せつかくの住民投票条例が生かせなくなりそう。	
16	有権者数に対する署名数の割合は10分の1以上(2万4,000人以上)が妥当。あまりハードルが高すぎると「市民の声を市政に反映させる制度」という理念を否定することになる。	
17	投票資格者の10分の1以上?これに満たずとも、事の重大性、緊急性等により、もっと少なくても構わない。	
18	1/10。市民に意見を求める問題が頻繁にあるとは思われないが、投票を求めようとする動きに対して高いハードルは必要ない。	
19	投票資格者の10分の1(約2万4千人)以上。 (理由)「住民投票」を発議しても、「住民投票」が成立する要件を満たすためには、協力者や発議に同意して実際に運動員として活動する人を確保し、資金の調達、宣伝活動、提案する事案の説明や、集会の実施、街頭での告知や署名活動、戸別の訪問や署名簿の回収や署名の有効性のチェックと市民自身の負担や多大な労力が必要で有効署名数のハードルが高いと、「住民投票」を発議しなくなる。 成立要件もできるだけ低く設定しなければ、30万人近い都市での組織的な活動は、想像以上に困難で、「投票条例」が出来たとしても、使えなくなる。	
20	資格者の10分の1。先日のフォーラムで”住民”(0歳～)を意識した。発議(署名)の資格者と住民投票の資格者は同じでないためか。	
21	広く意見をとりあげるためには、ハードルが高くない方がよいので、10分の1以上。	

4 投票成立要件(どうなったら成立するのか)

(集計)設定する:15件、設定しない:10件

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	成立要件は設定すべき。 不成立となった場合でも開票すべき。	(1)「投票成立要件」については、本条例による住民投票の結果には強制性や拘束性があるものではないこと、また、尊重義務とは、1票でも多い方の選択肢を機械的に尊重するというのではなく、代表機関(市長、議会)が投票の結果(投票率、得票率、得票差など)や議論の過程などを詳細に見た上で、代表機関が民意を知り、それによりの確に応答する責任という意味だと理解した上で、成立要件は設けないとの考え方です。 (2)「開票要件」については、多額の費用を支出して実施した以上、成立
2	最低でも投票率50%以上に設定するべき。市政の重要事項や政策を決定するのであれば、ある程度ハードルは上げておくのが良い。	
3	成立要件の設定は、最低30%程度とすべき。投票対象事項に対する市民の意見は多岐にわたる場合が想定される。その場合、棄権するのも一つの消極的意思表示と解すべき。 従って、この程度が妥当だと考える 開票については、どんな場合でも市民の意思であるから重要視すべきであって、成立要件に届いていない場合でも開票すべき。開票しないのは市民意見の「無視」になる。	

4	投票成立要件について、投票率は30%以上とし、届かなかった場合は開票しない。
5	一定の投票率に達しないと不成立とし、尊重義務を課さない。 (2件)
6	成立要件は投票の50%以上とし、不成立でも開票する。 (2件)
7	投票成立要件を設定する。不成立の場合も開票する。
8	正確な民意を反映するという観点からも投票成立要件は設定すべき。 50%(衆議院議員選挙程度)
9	投票成立要件を設定する。その場合の投票率は、有権者の3分の1以上。
10	投票成立要件のある程度目安(25~30%)を決める。基本的にはオープンに開票が望ましい。
11	①投票率は25%以上で成立とする。 賛成率(票)が投票数の50%以上で成立とする。 ②投票率が25%以下でも全て開票し賛否を発表する。
12	署名数の要件のハードルは低くして、逆にここは高くする方がいいので、成立要件はあった方がよい。 開票はした方が意見が参考にできてよい。
13	高いハードルを設定すべきである。
14	投票成立要件は設定しない。
15	公的な選挙に成立要件が無いのに、なぜ必要か。「不要」である。住民意見を抹殺してはならない。
16	投票成立要件は設定しない。 (選挙でも決めていないので)
17	投票成立要件を設定する必要はない。投票成立要件を設定した場合において不成立の場合でも、当然開票はすべき。 (2件)
18	成立要件を設定しない。 (2件) (理由)市民の意見を確認するものなので、オープンにすべき。
19	意見は尊重すべきなので、設定しない方がよい。

要件を満たさない場合も開票し、結果を住民に知らせることが原則であることから、「開票要件」は設けないという考え方です。

20	<p>成立要件を設定しない。 (理由)成立要件を満たすための投票率を設定すると案件への賛成派は賛成票を投じるしか意思表示できないのに対し、反対派は反対票を投じて反対の意思を表明する以外に、投票に行かず、投票そのものをボイコットすることにより、投票率を意図的に低く下げて成立を妨害できるため、選択肢において不公平となる。</p> <p>また、案件への「住民投票」は法的拘束力はなく、地域限定としての、より厳密な世論調査的民意の確認作業であり、あらかじめ投票率などの成立要件はいらぬし、投票率の多寡により、開票する、しないは、自治基本条例の考え方に反する。</p> <p>成立要件を厳しく設定することにより安易な「住民投票」を回避するとか、財政支出の拡大を防ぐ等という議論は、そもそも市民住民の良識を疑う問題外の議論であり、住民＝愚民という偏見以外の何ものでもない。</p> <p>投票率は、案件への関心や、住民生活にとっての重要度により変動するのが当たり前であり、投票結果をそのまま評価すべきで、成立要件とすべきでない。</p>
21	<p>投票率は多くは望めないが、数字で賛否も判断できない。関心度を高め、繰り返しアンケート方式でもよいかから意見を求め、最後は政治主導で進めてほしい。</p>

5 その他

(5)選択肢は二者択一のみとするか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	<p>選択肢は二者択一とする。 (2件)</p>	<p>二者択一で賛否を問う形式が原則だが、「申請者から二者択一で出てきたものを市長が3以上の選択肢から一つを選択する形式にする場合」や「申請者から3以上の選択肢から一つを選択する形式で出てきて、市長もそれを認める場合」は、申請者と協議の上で、例外的に3以上の選択肢から一つを選択する形式を認めるとの考え方です。</p> <p>また、設問、選択肢が公平かどうか等については、市長が判断するが、それに対して不服申立てや訴訟が可能な仕組みが設けられているとの考え方です。</p>
2	<p>選択肢は、二者択一とすべきではない。設問者予見不可能の第3・4・・・案もあり得ることを忘れてはならない。</p>	
3	<p>選択肢について、「その他」の項目を入れた方が良いのではないか。</p>	
4	<p>二者択一とすべき。政治につきものの”あいまい表現”で玉虫色でお茶をにごす事はさけるべき。</p>	

(6)住民投票の実施区域は市内全域とするか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	<p>実施区域は市内全域。 (3件)</p>	<p>明石市の全域を実施区域としない案件は住民投票になじまないと考えるべきであり、住民投票の実施区域は市内全域とし、実施区域の規定は置かないという考え方です。</p>
2	<p>実施区域は市全体が望ましい。 早くシステムを構築して、他都市より先進し住民参画を誇りにしたい。</p>	
3	<p>住民投票の実施区域は、市内全域を原則とし、事と場合によってその一部とすることもあり得るとする。</p>	

(7)議会や市長の発議権を認めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	議会や市長の発議権は不要。	自治基本条例に基づく住民投票制度は、住民の視点から設計されるべきであるし、議会及び市長は自ら条例制定の発議権を有していることから、議会及び市長の発議権は認める必要はないという考え方です。
2	市長や議会の理屈は私たち納税者と相入れないことが駅前再開発ではっきりしたので、議会や市長の発議権は認めない。	
3	議会や市長の発議権は認める。 (2件)	
4	議会や市長の発議権は、元々一市民がゆえ認可するが、ウエイトは他一市民と平等とする。	

(8)投票資格者以外の住民の意思の把握を行うか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票資格者以外の住民意思把握は不要。 (2件)	投票資格者について、18歳以上で、定住外国人を含める考え方であること、また、投票資格者以外の者の意思の把握を目的とするのであれば、必ずしも投票という手段でなくても、市民参画条例に定める様々な手法、その他事案に応じて最適な市民参画の手法を活用することで対応できると考え、条例には何も定めないとの考え方です。
2	投票資格者以外の住民の意思も可能な限り参考として、把握するものとする。	

(9)実施体制(執行者)をどうするか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	執行者は選管。 (2件)	選挙管理委員会は、選挙の投開票に係る事務に関する実績と経験があることから、住民投票の管理及び執行に関する事務を明石市選挙管理委員会に委任するという考え方です。
2	執行者は市長。	
3	実施体制(執行者)は原則市とし、場合によってその一部分もあり得るとする。	
4	執行者の問題については、明石在住の「その道」に通じる権識者を何人か選び出し、その方々に委任するのはどうか。	

(10)投票日を設定する範囲を定めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票日を設定する範囲は定める。 (2件)	住民投票の実施請求があった旨の告示をした日から起算して31日～90日までの間に住民投票を実施する旨、市長に投票日の設定範囲の義務を課すという考え方です。
2	投票日を設定する範囲は、事案の遂行の妨げとならないように設定しなければならない。	

(11)投票運動をどこまで認めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票運動は選挙法に準じる。 (2件)	公職選挙法と違い、住民投票についてはできるだけ規制を設けないこととする。しかし、買収や脅迫、強要といった行為を対象にした一般的な不正行為の禁止規定は必要である。ただし、罰則規定までは必要としないという考え方です。
2	投票運動は原則自由とするが、不正や格差等防止のため、公職選挙法とその精神に準じたものとする。	
3	投票運動は原則自由とする。 (2件)	

(12)情報提供をどこが中心になって行うか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	情報提供は市長。	条例上は、「市長からの一方的な情報提供とならないよう公平性・中立性に十分配慮した上で情報提供等を行うことを義務付ける」旨を定めるという考え方です。
2	情報提供は市の事業者等が中心になって行う。	
3	情報提供は、市が中心になって行うものとする。	
4	情報提供の中心は決める必要がない。	

(13)投票結果の尊重を住民投票条例でも定めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票結果の尊重を条例で規定することは当然のこと。	すでに明石市自治基本条例に投票結果の尊重義務規定があるため、住民投票条例では規定しないという考え方です。
2	投票結果の尊重を定める。	
3	投票結果の尊重は、いかに参考？とはいえ、全く無視しては何のための投票だったのか徒労に帰するため、事と場合にもよるが、できる限り尊重を原則とする。	

(14)住民投票の結果が出るまで事務の執行を停止するか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	事務の執行は停止しない。	住民投票の実施決定の段階で損害賠償を支払ってまで事業を止めるのかという現実的な面での難しさがあるが、事業の段階によっては、多様な対応ができるのではないかと。条例に一律に執行停止の規定を盛り込むのは難しいが、条例の解説等の中で、市民の判断が出るまで、事業の進行を待てるような、その間に既成事実が進行していくことがないような仕組みを作ることが重要であることを条例の解説等の中で何らかの形で盛り込むようにするという考え方です。
2	事務執行停止は、基本的にはそうすべき。	
3	住民投票の結果が出るまでの事務執行停止は、可能な場合は無駄を省くため実施し、事と場合によって停止不能の案件は、続行するものとする。	

(15)法律では不服申立てが認められないことに対して異議の申出の仕組みを定めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	不服申立ての仕組みは定めない。	処分当たらない「投票資格者名簿への登録」や、請求代表者に対する処分になる「署名の無効判断」など特定の行為について、投票資格者や署名者本人から異議の申出ができる仕組みを設けるという考え方で
2	異議申立ての仕組みがないと絶対にダメ。	
3	法律では不服申立てが認められないことに対しても、できる限り民意を尊重するため、異議申し出の仕組みを定める。	

(16)同じ問題が続けて請求できない期間を設けるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	同じ問題が続けて請求できない期間は設けるべき。(2件)	再請求・発議の制限期間を2年間として設け、請求された時点から遡って制限期間内に住民投票条例による住民投票が実施され(市長及び議会発議による住民投票は対象外)、その投票結果の告示がなされた事案があれば、成立・不成立に関係なく、それと同一の事案が再請求の対象になるという考え方で
2	同じ問題続けて請求ダメ。	
3	再請求の申し立て期間を設ける。	
4	同じ問題が続けて請求できない期間は原則設けない(民意尊重)。ただし、実施して混乱が生じたら、その実態に応じ再検討するものとする。	

(17)投票率を上げるためにどのような方法をとるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	投票率を上げるためにどのような方法をとるかについては、それ以前に、この件にどれ位の数の市民が関心を持っているか？知っているかが問題。この用紙に気付いてない人の数は少なくない。	投票率アップは、若者の関心を高めることが課題となる。そのためには、小・中学生の小さなときから地域のことを考えるような仕組みづくりを考えるなど、学校現場も含めて政治や行政、まちづくりへの関心を高めるための対応が必要であるとの考え方で 情報提供のやり方について、公開討論会や反論権の保障、中立で、公平な情報提供手法としてのコンセンサス会議などがあることをできるだけ逐条解説等に盛り込んでいく考え方で
2	投票率を上げるためには各自治会を利用し、各自治会にて講演会や意見交換会を行い、その懇談内容を公表して行けば意識が高まり投票率がUPする。	
3	住民運動の自由化。	
4	投票率向上方法は、広報等可能な限りの努力工夫をする。ただし、行きすぎとにならないこと。	

(18)市の費用負担が少なく公平で平等な投票方法は

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	市の費用負担は当然するべきだ。	技術的な難点もあり、現時点では、他の選挙と切り離して住民投票だけ別の方法を採用するのは難しい。住民投票においては、他の選挙とは違い

2	様々な世界の国で行われている方法を参考資料にして、本当に地域が気持ち良く、参加出来るやり方が一番ムダが無い。	住民の意向をより幅広く聴く工夫として、可能であればインターネットを用いるなどの電子投票も取り入れていくという姿勢のもと、公職選挙法との関係も考慮しながら、選挙制度全体としてどう考え、取り組んでいくか今後の検討課題とするとの考え方は。
3	市の費用負担が少なく、公平で平等な投票方法は、広く世界の事例を収集検討し、創意工夫せよ。	

(19)住民投票実施後の評価や条例の見直しについて定めるか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	住民投票実施後の評価や条例の見直しは定めてはならない。悪用される恐れがある。	住民投票が実施されたときは、住民投票の制度や運用のあり方について、市民参画の下で評価(検証)を行い、必要な改善(見直し)を行う。また、住民投票が実施されなくても選挙制度の改正等により住民投票制度の見直しの必要があれば、その都度、制度や運用の改善(見直し)を行う。 上記いずれの場合も、条例の見直し規定があるか否かを問わず、必要があれば、条例、規則等の見直しも行うことになるため、住民投票を行わないときにまで、定期的な見直しを行うような規定を設けることは特にせず、条例上は、「住民投票が実施された場合は、住民投票の制度及び運用のあり方について、市民参画の下で評価を行う。」といった内容にするとの考え方は。
2	住民投票実施後、評価や条例の見直しをしなければ徒労に過ぎないから、必ず定めなければならない。ただし、この見直しは、即改正という意味合いではない。再検討ということ。	

(20)署名収集期間を1か月にするか、それ以上にするか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	収集期間は1か月でよい。(2件)	明石市の人口規模を考えると、1か月では短い。都道府県及び政令指定都市に準じ2か月間とするという考え方は。
2	署名収集期間については、1か月はアツという間に過ぎる感があり、考慮期間中や病気加療中、出張中などの条件で短期のような気がする。住民投票と言うからには多くの住民の意見を聞くために1か月以上はとるべき。	
3	署名収集期間はより長くするべき。	
4	1か月は短く2か月は長すぎる。(理由)地方自治法施行令は、政令都市以外の市町村は、50万人でも1万人でも1か月とされているそうですが、30万人の都市としては実情に合わない。署名活動の準備期間にかなりの時間が必要で1か月では準備不足になる可能性が大きく、また2か月では短期決戦の緊迫感がなくなり、運動にタルミを生じる。	

(21)署名収集手続きについて、地方自治法に基づく直接請求よりも要件を緩和するか

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	署名収集手続きは地方自治法と同じ要件(緩和しない)。(2件)	署名の際、代筆は認められないこと及び本人確認のために住所・生年月日は必要であるが、押印については、①住民投票は法令の定めに直接拘束を受けるものでない、②押印は本人確認には意味がない、③より住民に使いやすくするというメリットを優先するべきとの理由で不要とするとの考え方です。
2	署名収集手続きについて、地方自治法に基づく直接請求よりも要件は緩和する。(2件)	

(22)その他

番号	意見の概要	意見に対する検討委員会の考え方
1	「中間報告」は他自治体を参考によく整理できている。気になったところは、市広報紙でも代表的な事項を大きく扱い、特に代表的意見の比較が掲載されていた。あたかもどれかを選択、比較するような書き方でしたが、実際はアンケートのように選択はできない。このような意見募集では、せっかくの機会も何も市民の意見が反映されにくい。提案としては、半年後あたりにもう一度報告をする。その際は市民が比較選択できるようなものにする。今回の中間報告後に新たに委員を10名程増やし、また次回後にさらに10名程増やす。現在の委員の方の作られた叩き台をより生かし実効性を高める為に、さらなる委員募集を提案する。	住民投票制度の条例化に当たって論点となる事項について、検討委員会で議論を深めるため、検討委員会における検討内容、検討項目等に対して、市民の皆さんからご意見や考えをお聞きしたいと考え、選択式ではなく、記述式とさせていただきました。検討委員会では、パブリックコメントや市民フォーラムでのご意見を参考に、更に議論を深め、検討委員会としての最終意見をまとめたところです。なお、当検討委員会は、明石市住民投票条例検討委員会条例に基づき設置されており、同条例で委員は10人以内と定められているところです。
2	よりよい市政を行うのであれば、市の予算に関する問題で、住民運動が起こった場合は、市内全域とする住民運動は全市民にオープンにすべき。	住民投票の情報提供をどのようにすべきかについては、(12)、(17)で記載している考え方です。
3	本来は、行政と市議会が協力して、明石市の発展に議論していくのが本筋。	住民投票は、選挙で選ばれた市長と市議会によって運営される「間接民主制」の市政を補完する直接民主制的な制度であり、明石市自治基本条例において「常設型」の住民投票制度を導入することが定められています。当検討委員会では、どのような住民投票条例が明石市にとってふさわしいか、住民発議に要する署名数の要件など、21の論点について検討し、考え方をまとめました。
4	基本原則「市民が容易に行政に参加でき自由に意見を反映させることができる道具を作ること」。形だけ整えても容易に使えないなら状況は変わらない。	

5	<p>・地方自治体は議会制民主主義の制度であり、運用等に当たっては議会とのバランスが重要である。</p> <p>・投票率アップのための工夫が必要である。</p>	<p>・「間接民主制」の市政を補完する制度として運用がなされるよう、住民発議に要する署名数の要件や投票成立要件など、21の論点について検討し、考え方をまとめました。</p> <p>・投票率アップについては、(17)に記載している考え方です。</p>
6	<p>内容を周知させる期間が必要(一般市民に対して内容を広報する市広報紙)。</p>	<p>情報提供のやり方などについては、(12)、(17)に記載している考え方です。</p> <p>情報提供に当たっては、市広報紙も十分活用されるべきとの考え方です。</p>
7	<p>①署名を集めなければ住民投票にかけられないという先入観は、自縄自縛でしかない。内容の軽重次第によって、署名がなくても住民投票にかけることがあってしかるべきである。</p> <p>②この度は、初めから諮問機関のそれと囲い決めた範囲内のアンケートの様式だ。昨年8月設置検討委員会結論結果らしいが、これもゼロからアンケートが本来ではなかろうか。</p> <p>③設問内容をもっとわかりやすく説明し、設問ごとに賛否、その他欄とその理由欄意見欄を設けるべきだ。紙面が狭すぎる。</p> <p>④封筒裏に重要記事を入れないでほしい。</p>	<p>①投票の対象事項については、できる限り要件を限定せず、一定の署名数をもって請求される事案は「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」と捉え、対象事項としようとする考え方です。また、その際の一定の署名数(住民発議に要する署名数の要件)については、投票資格者の1/8以上とする考え方です。</p> <p>②この度の意見募集は、今後の検討委員会の検討の参考とさせていただくため、検討委員会がこれまでの検討内容を取りまとめた「中間まとめ」について、市民の皆さんから意見を募集したものです。</p> <p>③広報紙では限られた紙面のため、「中間まとめ」のポイントを中心にお知らせし、詳細は、市ホームページで紹介するとともに、各小学校区コミセンなどの市施設で配付する「中間まとめ」の本編及び概要版を配付し、ご覧いただくこととさせていただきます。また、検討委員会で更に議論を深めるため、検討委員会における検討内容、検討項目等に対して、市民の皆さんからご意見や考えをお聞きしたいと考え、賛否を採る形ではなく、ご意見を書いていただく形とさせていただきます。</p> <p>④限られた紙面を封筒に利用しているため、難しいところがありますが、できるだけ工夫をしております。</p>
8	<p>今回の住民の意見を聞く様式もまた前回の駅前の再開発の時と同じで、ポーズだけであり、本当に聞く気がないことははっきりしている。</p>	<p>住民投票制度の条例化に当たって論点となる事項について、検討委員会で更に議論を深めるため、検討委員会における検討内容、検討項目等に対して、市民の皆さんからご意見や考えをお聞きしたいと考え、ご意見を記載いただく形での意見募集とさせていただきます。</p>
9	<p>多数者が妥当と考える方の意見に賛成。</p>	<p>ご意見としてお聞きいたしました。</p>

10	<p>このような意見の募集の仕方はフェアではない。興味のある人間の偏った声しか届かない。何のための議会制なのか。国籍を扱う問題などは、市民全員の意見を聞いてもいいくらいである。</p>	<p>住民投票制度の条例化に当たって論点となる事項について、検討委員会で更に議論を深めるため、検討委員会における検討内容、検討項目等に対して、市民の皆さんからご意見や考えをお聞きしたいと考え、ご意見を記載いただく形での意見募集とさせていただきます。</p>
11	<p>「明石市に重大な影響・・・」 ①発議・署名収集活動、②「重大な・・・事項」となれば、「当局案」に対し、対案としての具体策が必要かも。 明石市に関する事項であれば、活動、対案作成(プラン、設計、費用・・・)を援助するのはどうか。</p>	<p>助成制度をつくるということになると、その資格要件を定める必要がありますが、市民の方の自由な発議で自由に始めていく署名活動などをかえって抑圧することになってしまうのではないかと懸念されるとの考え方です。</p>
12	<p>「住民投票の重要性と必要性について」 「明石市自治基本条例」に自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されると規定され、市民は市政に関する情報を知る権利を有するとある。 また、市長も市議会も、市民のニーズを的確には把握し市政への市民の参画を保証し、誠実に市政を運営することとし、特に議会は市民の代表として、市民目線に立って市政を監視、調査をして、市民のための適正な市政執行を確保するために、重要事項を決定する責務があるとしている。しかし残念ながら、現実にはその理念や理想には及ばぬばかりか、逆行と言わざるを得ない事例が少なくないと感じる。 例えば、市の進める開発事業や施設の建設、住民の生活に直結する重要な市政運営や税の使途など、「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」が、市民のニーズや懸念を無視して進められた結果、財政の悪化を招き、行政サービスの低下や市民負担の増加など「実害」が市民に及ぶ結果を生んでいる。 「自治基本条例」が指し示すように、市長等や市議会は自治の主体である市民と共に協働し、市民福祉の増進や安全で幸せな町作りという同じ価値観を共有しようとするなら、市民にとって使い勝手の良い、常設型「住民投票条例」であってほしい。 市議会議員のなかには、選挙で選ばれて負託された「間接民主制」により市民の意見は、すでに議会に反映しているとして、「住民投票」を軽んじたり、「住民投票」を実施すると多額の経費がかかるとの理由で、発議要件や署名数など、投票に付すべき事項に、あらかじめ高いハードルを設定すべきとの意見も多いと聞くが、敵対ではなく「住民投票」は「間接民主制」との車の両輪。 また「住民投票」のコストも、過去の事例を見ても、間違った判断による事業の損失や、将来への市民負担へのブレーキとしての経費と考えると、むしろ安い。 行政や市議会の視点で考えても、推進したい案件にGOサインが出れば、市民からのお墨付きにより、正々堂々推進できますし、「結果責任」は市民に帰することが明確になる。 さらに「住民投票」を実施する過程で、住民相互の意見交換や事案に対する議論が深まり、まさに従来の「お任せ民主主義」から脱却するための「民主主義の学校」として、良い意味の副作用が期待できるのではないかと。 「住民投票検討委員会」の委員各位には、そのスタンスを「市民主権」に置いて、条例作成への提言を切に願う。</p>	<p>「間接民主制」を補完する制度として、また、明石市自治基本条例に基づく常設型の住民投票制度として、明石市にとってふさわしいものとなるよう、住民発議に要する署名数の要件など、21の論点について検討委員会の考え方をまとめました。</p>